

山口県高等学校体育連盟強化委員会規程

(設置)

第1条 この規程は、山口県高等学校体育連盟（以下、「高体連」という。）規約第8条に基づき定める。

(名称)

第2条 この会は、山口県高等学校体育連盟強化委員会（以下、「本委員会」という。）という。

(目的)

第3条 本委員会は、高体連規約第3条を達成することを目的とする。

(事業)

第4条 本委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 競技力向上のための推進体制の検討・整備
- (2) 選手強化計画の策定
- (3) その他目的を達成するに必要なこと

2 前項の実施にあたっては、理事会の決定を必要とする。

(組織)

第5条 本委員会は、高体連会長、理事長、副理事長及び会長が推薦し、理事会の承認を得た若干名の専門部長及び専門委員長によって組織する。

(役員)

第6条 本委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名

第7条 委員長は会長が務める。

2 委員長は、本委員会を代表し、業務を統括する。

3 委員は、業務を推進する。

(任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再選を妨げない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期期間とする。

(会議)

第9条 本委員会は、必要に応じて会長が招集する。

(会計)

第10条 本委員会の経費は、高体連予算より支出する。

(細則)

第11条 本規程の改廃は、高体連評議員会の承認を必要とする。

(附則)

この規程は、平成24年4月17日より施行する。

この規定は、令和5年4月13日をもって廃止とする。